|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被害防止対策事業 | 対象 | 対象者 | 補助額 |
| 電気又は防護柵設置 | 電気柵又は防護柵一式の購入金額 | 市内に農地を有する者で、その所有し、若しくは耕作する市内の農地に電気柵又は防護柵を設置するものにおいては農業者又は団体 | (1)個人設置の場合　１０，０００円(2)共同設置の場合　１５，０００円に受益対象者の数を乗じて得た額(3)団体設置の場合　１５，０００円電気柵又は防護柵一式の購入金額に１００分の５０を乗じて得た額と上記に規定する限度額とのいずれか少ない額とし、その額に１００円未満の端数がある場合はその端数金額を切り捨てた額とする。個人設置については１年度当たり１回のみの補助とする。 |
| 追い払い機材等及び誘引資材等購入 | 鳥獣を追い払うためのロケット花火等の音が出るもの及び鳥獣撃退用モデルガン、鳥獣を誘引するために捕獲檻に散布する餌等の購入金額 | ５人以上の自治会員や農業者で構成される団体 | 上限１００，０００円追い払い機材等及び誘引資材等の購入金額と上記に規定する限度額とのいずれか少ない額とする。１年度当たりの支払限度額は、１００，０００円とする。 |
| 里山林整備 | 荒廃した里山林を有害鳥獣の住処とならないようにするため、整備及び維持管理作業等を行う際に必要な経費 | ５人以上の自治会員や農業者で構成される団体 | 上限１００，０００円整備及び維持管理作業に伴う必要な経費と上記に規定する限度額とのいずれか少ない額とする。１年度当たりの支払限度額は、１００，０００円とする。 |
| 有害鳥獣捕獲に伴う免許取得 | 地域の被害農地における有害鳥獣捕獲に従事するための免許取得に必要な経費 | 免許取得後において美濃加茂市猟友会に加入し、有害鳥獣捕獲に従事するもの | 上限は以下のとおりわな　３０，０００円二種　５０，０００円一種　１００，０００円 |